

社会福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）より （改正箇所は下線部）

法第 106 条の 3（包括的な支援体制の整備）

第 1 項

市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域活動課題の解決に資する支援が包括的な提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行うものに対する支援、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じるための体制の整備、地域住民等が相互に交流を図ることができる環境の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

二 地域住民等から支援関係機関に対する地域生活課題の解決に資する支援の求め及びこれに対する支援関係機関による支援が円滑に行われる体制、地域住民等による地域福祉の推進に係る取組における支援関係機関の参画が円滑に確保される体制その他の地域住民等と支援関係機関との連携又は協働が促進される体制の整備に関する施策

三 （改正なし）

法第 106 条の 3 の 2（支援会議）

第 1 項

市町村は、支援関係機関、地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に従事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「支援関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。

第 2 項

支援会議は、生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議、生活困窮者自立支援法第九条第一項に規定する支援会議その他の他の法律に基づく会議（地域生活課題を抱える地域住民に対する支援に関する検討を行うものに限る。第五項において「関係会議」という。）において地域生活課題を抱える地域住民に対する支援の内容の検討が十分になされていない場合において、当該地域住民に対する支援の円滑な実施を図るために必要な情報の交換を行うとともに、当該地域住民が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

第 3 項

支援会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、支援関係機関等に対し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる